

## 中間前金払に係る事務取扱要領

### (趣旨)

第1 中間前金払とは、工事着工時に支払う請負代金額の10分の4以内の前払金に加えて、工事の中間段階でさらに請負代金額の10分の2以内を前払金として支払うものであり、請負者は、前払金として請負代金額の最大10分の6まで受け取ることができる制度（平成11年2月17日地方自治法施行令及び地方自治法施行規則の一部改正）である。この要領は、西郷村財務規則（昭和61年規則第4号）に規定する公共工事の前金払において、中間前金払に関する事務取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (中間前金払対象工事と経費の範囲)

第2 中間前金払の対象となる工事は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定により登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事のうち、1件の契約金額が1,000万円以上で、かつ、工期が100日以上のものに限るものとし、経費の範囲については、次に掲げるものとする。

- (1) 工期の2分の1（債務負担行為に係る契約分については、当該年度の工事実施期間の2分の1）を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1（債務負担行為に係る契約分については、当該年度の工事実施期間の2分の1）を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1（債務負担行為に係る契約分については、出来高予定額の2分の1）以上の額に相当すること。

### (中間前金払の対象となる範囲)

第3 中間前金払の対象となる経費の範囲については、次に掲げるものに相当する額として必要な経費とする。

- (1) 工事の材料費
- (2) 労務費
- (3) 機械器具の賃借料
- (4) 機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る）
- (5) 動力費
- (6) 支払運賃
- (7) 修繕費
- (8) 仮設費
- (9) 労働者災害補償保険料及び保証料

### (中間前金払の割合)

第4 中間前金払の割合は、契約金額の10分の2（債務負担行為に係る契約分について

は、当該年度の出来高予定額の10分の2)以内とする。ただし、中間前金払と前払金の合計額は、契約金額の10分の6を超えてはならないものとする。

(中間前金払の端数整理)

第5 中間前金払の割合は、1万円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(認定の方法)

第6 中間前金払の認定については、次の各号に掲げる方法によるものとする。

- (1) 発注者は請負者から、中間前金払に係る「中間前金払認定請求書」(様式1)と併せて、認定資料として西郷村工事請負契約約款第11条で定める「工事履行報告書」を提出させるものとする。
- (2) 発注者は、請負者から中間前金払認定請求書の提出があったときは、工事履行報告書、及び通常工程会議等で用いられる工事工程表、監督員による現場確認により第2の第1項及び(1)から(3)に掲げる要件を満たすものであるかどうか確認を行う。当該確認の結果、要件を具備していると認めるときは、「中間前払金認定調書」(様式2)を2部作成し、1部を請負者に交付し、他を請負者から提出を受けた請求書に添えて保管するものとする。
- (3) 前号で行う確認をするにあたり、発注者が出来高の数値に疑義がある場合、当該数の根拠となる資料の提示等を求めることができる。また、出来高数値が契約金額の2分の1に満たない疑いがある場合は、「出来高設計書」(出来高調書を作成する際に、設計積算システム上で契約数量に対する出来高を入力することにより、工種毎や本工事費の出来高率が表示された「本工事費内訳表」をいう。)の提示を求め、内容について確認することにより履行の確認を行うものとする。
- (4) 中間前払金の認定は、当該認定に係り請負者が提出する資料について内容の不備若しくは提出の遅滞があったとき又は連休期間前その他特別の事情があるときを除き、当該請求を受けた日から遅くとも7日以内に行うものとする。

(中間前金払の請求及び支払)

第7 第6の(2)の規定により中間前払金認定調書の交付を受けた請負者が中間前金払の支払の請求を行う場合は、「中間前金払請求書」(様式3)に中間前金払に関する保証証書を添付させるものとし、発注者は請求を受けた日から14日以内に支払うものとする。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。